

## 諮問事項「1 条例要配慮個人情報条例で定める必要性について」関係資料

令和4年度第3回個人情報保護審議会（令和4年6月10日開催）における「条例要配慮個人情報条例で定める必要性について」に係る審議過程で述べられた意見に対する対応について

### 【述べられた意見】

- ① 今後、市が他の自治体と連携し、国に対し（条例要配慮個人情報を条例で定めた場合の地方での固有ルールを設定を許容することを目的として法律を改正するよう）意見を述べていくことができるのかを確認していただきたい。
- ② （条例要配慮個人情報を条例で定めた場合の地方での固有ルールを設定を許容することを目的として法律を改正するよう）武蔵村山市として地方から国への働きかけを行う意思があるのか、また、東京都や国がそれをどのように扱うのかを確認した上で更に審議し、決定することとします。

### 【述べられた意見に対する対応策】

これまで、地方公共団体ごとに個人情報保護のルールが異なることが、情報共有の支障になっているとの指摘があり、これを背景に個人情報保護の全国共通ルール化を目的の一つとして個人情報保護法の改正が行われた経緯がある。

このため、条例要配慮個人情報を条例で定めた場合の地方での固有ルールを設定を許容することを内容として法律を改正するよう国に働き掛けていくことは、一自治体としては困難であるが、思いを同じくする他の自治体とともに、東京都市長会、全国市長会関東支部、全国市長会全体会を通じて実施することは可能と考えられる。

- 条例要配慮個人情報の取得の状況及び利用の状況の届出を条例で義務付けることについての国への照会結果（令和4年6月24日に国からの回答受領）

条例要配慮個人情報を条例で定めた場合、市の機関における条例要配慮個人情報の取得の状況及び利用の状況の届出を市の機関が市長になすべきことや、届け出られたものを市長が審議会に報告することを条例で義務付ける規定を設けることが可能かどうかについて、国に対し照会した回答は、別添のとおり。

東京都武蔵村山市

**【質問事項】**

条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることができない（ガイドラインP17）中、市が条例要配慮個人情報を定めた上で、当該情報の取得及び利用状況の届出を市の機関が市長になすべきことや、届け出られたものを市長が審議会に報告することを義務付ける規定を設けることは可能でしょうか。

**【回答】**

- ・ 貴市内部における運用として、条例要配慮個人情報の取得及び利用状況を各機関から届出るよう規定することは妨げられません。
- ・ 個別の案件とは関係なく、定期的に個人情報の取扱い状況について審議会に報告することは可能ですが、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、「個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行う」（QA7-1-1）ものに類するものとして、許容されません。